

陳 情 文 書 表

令和 8 年 6 月 9 日 提出

受 付 番 号	陳情第 3 号
受 付 年 月 日	令和 8 年 5 月 2 2 日
陳 情 件 名	子どもたちに豊かな学びを保障するために、教職員定数改善と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情
陳 情 者 住 所	平塚市浅間町
陳 情 者 氏 名	大津 敦
陳 情 の 要 旨	【陳情趣旨】 これまで、伊勢原市の教育の発展に対しまして、様々な場面で御尽力されていることに、心から敬意を表します。 中地区教職員組合は、「子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体連絡会」に結集し、少人数学級の実現をはじめとした教職員定数の改善、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充に向け、取組を進めてきました。 文部科学省の調査結果では、1 クラスあたり 3 . 6 人以上の児童生徒が学習面や行動面で著しい困難を示していると報告されています。学級規模の縮小はきめ細やかな指導体制へとつながり、児童生徒の学校生活における安心や帰属感を高めます。中学校の 3 5 人以下学級を確実に推進するとともに、さらに学級編制の標準を引き下げ、3 0 人以下学級を目指すべきです。 あわせて、子どもたちの豊かな学びを保障するためには持続可能な学校運営体制を確立していくことも重要です。そのためにも、「乗ずる数」の見直しを含め、義務標準法の改正による抜本的な教職員定数改善を計画的に進めていく必要があります。 全国の不登校児童生徒数は 1 2 年連続で最多を更新し続け、令和 6 年度にはとうとう 3 5 万人を超えました。特に小学校段階における増加率が顕著であるなど、不登校の低年齢化が喫緊の課題となっています。また、不登校期間が年度をまたぐケースも常態化しており、長期化にも歯止めがかからない状況にあります。不登校ではなくとも不安を抱えた児童生徒も多くいます。多様化し複雑化した子どもたちへのアプローチの方法として校内教育支援センター支援員や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーといった専門性を有するスタッフが配置されており、実際に効果を上げています。しかし、全ての学校に十分な時間で配置できている状況ではありません。不足する時間を市町村で雇用しているケースが多々ありますが、自治体間では、較差が拡大し続けている状況です。そのよ

うな現状では教職員と連携を取ることが難しく、児童生徒のニーズに十分応えられていません。誰一人取り残さない学びの保障に向けて、国が責任を持って校内教育支援センター支援員とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充と常勤化を行い、安定した支援体制を整備することが不可欠です。

これらの教育施策を独自の教育予算を立てて実施している自治体もあります。しかし、教育予算を確保できる自治体だけができれば良いといったものではありません。必要な財源を国が保障することによって、自治体間較差が生まれず、全国どこに住んでいても、教育の機会が均等で、子どもたちが一定水準の教育を受けられるようにしなければなりません。

伊勢原市議会におかれましては、子どもたちに豊かな学びを保障するために、教職員定数改善と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度堅持・拡充について、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に対して地方自治法第99条の規定により、意見書を提出していただきたく陳情いたします。

記

- 1 子どもたち一人ひとりの個性を尊重し、行き届いた教育の実現をするため、中学校35人以下学級を確実に推進するとともに、学級編制の標準をさらに引き下げ、「30人以下学級」の実現を図ること。
- 2 持続可能な学校運営体制を確立するため、「乗ずる数」の見直し等を含めた検討を行い、抜本的な教職員定数改善を進めること。
- 3 不登校児童生徒を含む全ての子どもたちがいつでも安心して学ぶ環境を整えるため、校内教育支援センター支援員や専門性を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を拡充し、常勤化を進めること。
- 4 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

令和8年5月22日

伊勢原市議会議長 大垣 真一 殿

中地区教職員組合
執行委員長 大津 敦 印